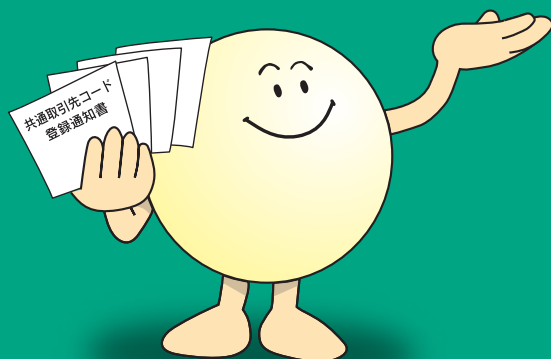


共通取引先コード 利用ガイド

本書は、共通取引先コードが円滑に利用されるよう、
ジーエスワン ジャパン
GS1 Japan（一般財団法人流通システム開発センター）が定
めた共通取引先コードの利用ガイドです。

共通取引先コードご登録事業者におかれましては、
本書をご覧ください、正しくご使用いただきますよう
お願い申し上げます。



本冊子「共通取引先コード利用ガイド」は「共通取引先コード貸与規約」の第5条2項および第14条1項⑤に挙げられている利用規則にあたるものです。共通取引先コードを使用するにあたって遵守してください。

目 次

共通取引先コードとは	3
共通取引先コードを登録するには	3
共通取引先コードの付番枠	5
共通取引先コードの有効期間と更新手続き	6
登録内容に変更が生じたとき	6
共通取引先コードが不要となったとき	7
登録通知書の再発行が必要なとき	7
登録の取消	7
共通取引先コード利用企業	8
Q&A	10
共通取引先コード貸与規約 他	11

共通取引先コードとは

- 共通取引先コードは、日本国内の企業間取引で利用できる事業者および事業所を識別するための日本国内専用のコードです。
- 受発注、納品、代金決済等の取引伝票やEDIデータの中で利用されます。
- 共通取引先コードの発番管理はGS1 Japan（一般財団法人流通システム開発センター）^{ジーエスワン ジャパン}が行い、事業者からの申請を受け、コードを貸与します。
- 共通取引先コードは、コード5桁にチェックデジット1桁を加えた6桁の数字で構成されます。事業者には当財団から6桁で貸与しますので、チェックデジットの計算は不要です。

K1	K2	K3	K4	K5	K6
事業所を表わす数字5桁					チェックデジット1桁 (モジュラス11)

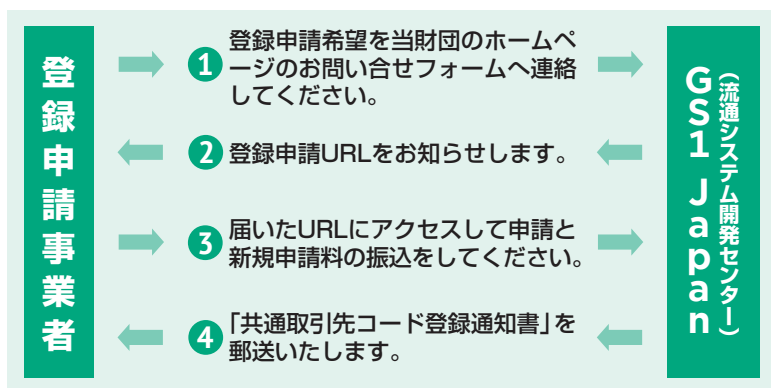
※チェックデジットとはコードの入力ミスや設定ミスを防止するための数値で、計算方式はモジュラス11による。

- 共通取引先コードはGS1事業者コードとは別のコードになります。GS1事業者コードは商品にJANコードを表示するために必要となる国際標準の事業者コードです。GS1事業者コードの桁数を減らして利用することはできません。

共通取引先コードを登録するには

- 共通取引先コードの登録を希望される場合は、インターネット申請による所定の登録申請手続が必要ですので、当財団のウェブサイトの「共通取引先コードに関するお問い合わせ」よりお問い合わせください。
<https://www.gs1jp.org/contact/>
- 登録申請料は、1コードにつき 5,500円（申請料5,000円、消費税500円：事前納付制）です。
有効期間は3年間です。

● 登録までの流れ



- 「共通取引先コード登録通知書」は、共通取引先コードの登録を証明する大切な書類です。有効期限まで大切に保管してください。
- 取引先へは登録通知書のコピーを提出し、登録通知書原本は大切に保管してください。

「共通取引先コード登録通知書」見本



- ご申請いただいた下記項目については、「共通取引先コードブックWebシステム」（会員限定）として共通取引先コードを利用する百貨店やチェーンストア等に限って公開され、共通取引先コードの確認などに利用されます。

- ①共通取引先コード ②登録事業者の名称 ③有効期限
- ④住所 ⑤電話番号／FAX番号 ⑥取扱品目
- ⑦コード管理担当部署・役職

共通取引先コードの付番枠

- 共通取引先コードは、当財団の一元管理のもとに登録申請のあった事業者および事業所に、下記の付番枠内で貸与されます。一度、登録された共通取引先コードは、3年毎に更新手続きを取ることによって継続使用ができます。ただしコードを返還した後、改めて新規に申請をした場合は、別の共通取引先コードになります。

「共通取引先コード」の付番枠

00001 C/D	～	71999 C/D
74000 C/D	～	75999 C/D
78000 C/D	～	91999 C/D

* C/D はチェックデジット

- 「共通取引先コード」および「専用コード」のチェックデジットの計算方式はモジュラス11になります。JANコードのモジュラス10とは異なります。当財団ウェブサイトを参照してください。

共通取引先コードの有効期間と更新手続き

- 共通取引先コードの有効期間は、3年間です。共通取引先コードを継続して使用する場合は、3年ごとに更新手続きが必要です。
更新申請料は1コードにつき、5,500円（申請料5,000円、消費税500円：事前納付制）です。
- 有効期限の約2ヶ月前から順次、当財団より登録事業者のコード管理担当者宛に、更新手続きの書類が郵送されます。
共通取引先コードを更新される場合は、有効期限までに更新手続きをお取りください。
インターネット申請をお薦めします。（2024年6月より）
- 有効期限までに更新手続きが取られずコードが失効した場合は、共通取引先コードが使用できなくなります。

登録内容に変更が生じたとき

- 事業者名、所在地、電話番号、FAX番号、コード管理担当者など、登録内容に変更が生じる場合は、所定の「登録事項変更届」を当財団へ提出してください。
- 変更届の提出方法はインターネット申請または届出用紙のいずれかになります。
 - ① ネット申請をする場合は、変更申請URLから申請します。
URLをお知らせしますので ktc@gs1jp.org へ「共通取引先コード6桁」と連絡先をメールしてください。
 - ② 届出用紙による申請は、「共通取引先コード登録通知書」裏面の変更届をコピーして記入の上、メール添付、FAXまたは郵送にてご提出ください。
- 当財団へ「登録事項変更届」が提出されていないと、更新手続きの書類など重要なお知らせが届かない場合がありますので、「登録事項変更届」は必ずご提出ください。

- 事業者の分離、営業譲渡等により、他の事業者へコードを譲渡したい場合は、譲渡申請手続きが必要となりますので、当財団までご連絡ください。

連絡先はこの冊子の裏表紙をご参照ください。

共通取引先コードが不要となったとき

- 「共通取引先コード返還届」の提出が必要です。当財団までご連絡ください。（メール ktc@gs1jp.org TEL 03-5414-8512）
- 返還された共通取引先コードは、後日別の事業者に貸与されます。

登録通知書の再発行が必要なとき

- 「共通取引先コード登録通知書」を紛失した場合など、新たに登録通知書が必要となった場合は、当財団までご連絡ください。
「再発行料1,100円（再発行料1,000円、消費税100円）」

登録の取消

- 以下に該当する場合は共通取引先コードの登録が取消されます。
詳しくは貸与規約第14条をご確認ください。
 - ① 申請内容に虚偽があった場合
 - ② 所定の登録申請料または更新申請料を納付しなかった場合
 - ③ 有効期限が経過しても更新手続きを行わなかった場合
 - ④ 当財団の承認を得ずに登録された事業者以外の者に共通取引先コードを使用させた場合
 - ⑤ 「共通取引先コード貸与規約」および「共通取引先コード利用ガイド」を遵守しないで共通取引先コードを使用した場合

共通取引先コード利用企業

業種別50音順

※2025年2月現在、当財団が確認した範囲で企業・システム名称等を記載しています。

下記に記載されていない企業でも共通取引先コードを利用している場合があります。

※利用企業の一部には、自社コードと併用している場合があります。

※利用企業は系列企業を含みます。

【百貨店】

伊予鉄高島屋
井上
岩田屋
伊勢丹
井筒屋
うすい百貨店
遠鉄百貨店
小田急百貨店
岡島
金沢丸越百貨店
川徳
近鉄百貨店
京王百貨店
京急百貨店
京阪百貨店
さいか屋
さくら野百貨店
山陽百貨店
ジェイアール東海高島屋
ジェイアール西日本伊勢丹
スズラン
西武百貨店
そごう
タカヤナギ
大和
大丸
高島屋
玉屋
津松菱
鶴屋百貨店
天満屋
東急百貨店
東武百貨店
トキハ
阪急百貨店

阪神百貨店
浜屋百貨店
福屋
藤井大丸
藤崎
松坂屋
松屋
丸井今井
丸広
丸ヨ池内
三越
水戸京成百貨店
名鉄百貨店
八木橋
ヤマトヤシキ
山形屋
リウボウインダストリー

他

【チェーンストア】

イズミ
イズミヤ
エムアイフードスタイル
小田急商事
かましん
京王ストア
京成ストア
サミット
三徳
成城石井
相鉄ローゼン
東急ストア
東武ストア
トキハインダストリー
長崎屋
原信
ベイシア
マキヤ
マルフジ
ヤマトー

他

共通取引先コード利用企業

業種別50音順

【アークスグループ】

アークス
イワイ
エルディ
東光ストア
道東アークス
道南ラルズ
道北アークス
福原
ラルズ

他

【シジシーグループ】

【日本流通産業グループ】

オークワ
近商ストア
コープこうべ
コープさっぽろ
さとう
サニーマート
サンエー
仁科百貨店
平和堂
ヤマザワ
ライフコーポレーション
両備ホールディングス

他

【その他】

アークランドサカモト
ウイングチェーン
エンチャー
岐阜ファミリーデパート
京王アートマン
クラウングループ
ごっつお便
三喜
システムベース
ジェフサ
シェルガーデン
シャディ
全日本ギフト用品協会
SB C&S
ソフマップ
大平紙業
デンコードー
ニチエー
ハンズ
中山福
日本アクセス
パーティハウス
バレッテ
藤久
ベスト電器
ミスターマックス
妙高コーポレーション
ヨドバシカメラ
ロフト

【EDI・VAN関係】

家電EDI
(E-VAN、R-Web 他)
MD-NET
PRO-NET
SEDIO-VAN
TC-NET
ハウネット
プラネット
NHI-NET

他

他

Q&A

Q1 共通取引先コード登録のメリットは何ですか？

A1 共通取引先コードを利用している企業（8～9ページ参照）との取引には、同じ共通取引先コードが使用できますので、取引先ごとに異なったコードを使い分ける手間が軽減され、事務処理の合理化につながります。

Q2 登録に要する費用と日数は、どれくらいかかりますか？

A2 共通取引先コードが決定し、登録通知書が郵送されるまでの日数は、通常で約1週間程度です。

登録申請料は1コードにつき5,500円（申請料5,000円、消費税500円）です。有効期間は3年間で、3年ごとの更新時に更新申請料として5,500円（申請料5,000円、消費税500円）がかかります。

※今後、消費税率の変更にあわせ、申請料に申請時点での消費税額を加えた金額となります。

Q3 1つの会社で、共通取引先コードを複数登録することはできますか？

A3 できます。共通取引先コードは原則として本社で1コードの登録になります。この登録により全国の支店・営業所でも使用できます。ただし、次のような場合は1社で複数の共通取引先コードの貸与を受けることができます。

- 事業部門別の独立採算制なので、事業部門単位で登録する
- 売掛金が一ヶ所に集まると管理できないので本社・支店レベルでコードを分ける
- 取引先（得意先）との契約などによりコードが複数必要な場合など。

共通取引先コード貸与規約

共通取引先コード貸与規約はこちらのページからご確認ください。
https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/common/kyotori_kiyaku.pdf

個人情報保護方針

当財団の個人情報保護方針等はこちらのページからご確認ください。
https://www.gs1jp.org/personal_information.html

共通取引先コード申請料

共通取引先コード貸与規約別表A～Dを抜粋

別表A

登録申請料

登録管理費（税抜）
5,000円

登録申請料（1コード単位、3年間、一括納付）

別表B

更新申請料

登録管理費（税抜）
5,000円

更新申請料（1コード単位、3年間、一括納付）

別表C

譲渡申請料

登録管理費（税抜）
1,000円

譲渡申請料（1コード単位、一括納付）

別表D

通知書再発行料 1,000円（税抜）

通知書再発行料（1コード単位、一括納付）

ジーエスワン ジャパン

GS1 Japan(一般財団法人流通システム開発センター)は**1972**年に設立された、流通情報システム化の基盤整備事業を行っている専門機関です。

具体的には、流通システムの標準化や研究開発を行っています。また、JANコードや共通取引先コードをはじめとする流通業界で利用されているコードの付番管理と普及啓蒙などの事業を行っています。

ジーエスワン ジャパン

GS1 Japan(一般財団法人流通システム開発センター)

共通取引先コード担当

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館 9F

Tel. 03-5414-8512 受付時間:AM 10:00～PM 16:30(土・日・祝日を除く)

Fax. 03-5414-8514 メール ktc@gs1jp.org

<https://www.gs1jp.org>

※個人情報の取扱いについては、当財団ホームページの

「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。